

第 35 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 6 月 26 日（金）午前 9 時 30 分から 10 時 12 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
	6 番	小山	重和	7 番	河野	律雄
	8 番	寺田	誠	10 番	西田	暁
	11 番	高田	照美			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	片板	大作	ロ.	柳田	和則
ハ.	中峯	哲義	ニ.	高田	正一
ホ.	小脇	浩一	ヘ.	中島	一三
ト.	雨田	俊孝			

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ. 小山 幸良

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 2 年度第 35 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田	直樹
農地振興係長	戸川	修一郎
農地振興係	中村	陽星
農地集積支援員	牛野	学

7. 会議の概要

事務局 開会前に、本日の欠席者について、欠席の届が出ておりますので報告いたします。

農地利用最適化推進委員の 小山 幸良 推進委員でございます。

それでは、本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第35回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 11番、高田 照美 委員。1番、古市 道則 委員 を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第35号 農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。戸川係長。2ページをお開きください。

議案第1号は、農用地利用集積計画の承認について、令和2年6月30日を公告日とする農用地利用集積計画 賃借権 2件と農地中間管理権 2件を定めたいので承認を求めるものです。

資料は3ページをご覧ください。

期間の始期を令和2年7月1日から令和7年6月30日が終期の5年間で田 ●●㎡ の1件のうち再設定する面積も同様です。その下段期間の始期が令和2年7月2日から令和12年7月1日が終期の10年で畑 ●●㎡ の1件です。

資料は4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

番号は1番、利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 A・67歳。利用権の設定を受ける者は同じく○○の B・68歳、経営面積 ●●㎡。

土地の所在は○○字△△××番、地目は 田、面積は ●●㎡。賃借料は 米○○俵で期間5年の再設定です。図面は、5ページに添付してあります。お開き頂きお目通しください。

2番の C と D は使用貸借です。作付け内容はレザーリーフファンです。2番の図面については、6ページに添付していますのでお目通し願います。

資料は7ページをお開きください。農地中間管理権 2件について説明いたします。期間は5年と10年があり面積合計は ●●m² です。

上段の5年存続について、期間は令和2年8月1日から令和7年7月31日までで利用権を設定する者の数は1名、利用権の設定を受ける者の数も1名です。下段の10年存続について、期間は令和2年8月1日から令和12年7月31日まで。利用権設定をする者、受ける者の数は共に1名となっています。

8ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

1番の中間管理権を設定する者は、南種子町○○××番地 E、耕作者は備考に記載している通り F で○○在住です。

土地の所在は○○字△△××番、地目が 畑で面積は ●●m²、甘藷の栽培を行います。賃借料は10アール当たり1万円です。

次に2番の鹿児島市○○在住の G・91歳と耕作者は○○に住む H です。

土地の所在は○○字△△××番・××番・××番の3筆で面積合計は ●●m²、作付け内容がサトウキビで、賃借料は10アール当たり1万円、10年間の新規設定です。

なお、9ページから10ページに図面を添付していますのでご確認ください。

賃借権及び中間管理権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第1号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人・I、譲受人・J 外13件 を議題にします。

尚、整理番号5番において小山委員が、農業委員会法第31条第1項 議事参与の制限に該当することになりますので退席をお願いします。

(小山 重和 委員、退場)

議 長 それでは、事務局より議案第2号 整理番号5番の説明をお願いします。

中村主事補。

事務局

11 ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が13件、賃借権設定が1件です。

整理番号5番から、資料を読み上げます。

整理番号5番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 K。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 L です。

土地の所在が、〇〇字△△××番、地目は畑、地積は●●m²。

所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、19ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は54ページから添付しています。以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。高田農地部長。よろしくお願いいたします。

農地部長

整理番号5番、Lさんの件についてご説明いたします。

この件につきましては事務局から説明がありました。現地調査を6月10日に行っております。その時点で現地の状況等についてご報告をいたします。

この農地につきましては、3月の総会においてもKからそれぞれの経営者への名義移動の案件がありまして、その時も説明いたしましたけど、現在までK所有の農地をそれぞれの耕作者が耕作をして、税金等の納付をそれぞれやっていたようですけど、今回それぞれの農家へ所有権移転をしようということでKが取り組みまして、それぞれ個人への所有権移転ということなんです。

Lさんにつきましても、お父さんの代から耕作をしてきて現在に至っております。今回このような形で所有権移転・名義整理をするということなんです。農地につきましては、サトウキビの植え付けをしております。綺麗な農地で耕作されておりました。今後につきましてもこのような状況で農業経営がされていくものと考えられます。

また不足であれば池亀委員も現地確認を一緒にやっておりますので、後の案件につきましては、池亀委員から説明があらうかと思っておりますので、聞いていただければと思います。以上よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長

質疑はありますか。

(「異議なし。」の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第2号 整理番号5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第2号 整理番号5番については原案のとおり決定いたしました。
小山委員の入場を求めます。

(小山 重和 委員、入場)

議 長 引き続き、事務局より議案第2号 残りの案件について説明をお願い
事務局 いたします。中村主事補。

資料11ページをお開きください。

議案第2号 整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、西之表市〇〇××番地 I。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 J です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

同字7筆、地目の方は〇〇字△△××番、〇〇字△△××番 の2筆が 畑、
その他5筆が 田、合計8筆で地積の合計が ●●㎡ です。

この件につきましては、15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は29ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 M。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 N です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

同字2筆、〇〇字△△××番、〇〇字△△××番の地目は 田、地積の合計
が ●●㎡ です。所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は37ページから添付しています。

整理番号3番から10番につきましては、Kによる3条申請です。この土
地は以前、改正地方自治法により名義変更がされていた土地であり今回は
その配分となります。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 K。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 O です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

同字1筆、〇〇字△△××番の地目は 畑、地積の合計が ●●㎡ です。

所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は42ページから添付しています。

整理番号4番から10番につきましても、整理番号3番と同じ内容にな
りますので省略いたします。詳しい内容は調査書が総会資料の18ページ
から24ページ、参考資料が48ページから94ページをお目通しください。

整理番号11番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 P。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Q です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m²。

賃借権で、5年間設定の農業開始によるものです。

この件につきましては、25 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は95 ページから添付しています。

整理番号12番。譲渡人が、鹿児島県鹿屋市〇〇番××号 R。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Q です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m²。

所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、26 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は100 ページから添付しています。

整理番号13番。譲渡人が、宮崎県延岡市〇〇××番地 S。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Q です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m²。

所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、27 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は105 ページから添付しています。

整理番号14番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 T。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Q です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●m²。

同字1筆、〇〇字△△××番の地目は 畑、地積の合計が ●●m²です

所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、28 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は110 ページから添付しています。

以上14件につきましては、6月10日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番・2番・7番・11番から14番、寺田委員。

8番委員 まず、1番から説明を申し上げます。先ほど事務局から説明がありました、Iさんの土地でございまして、水田の方はJさんが以前から水稻を栽培しておりまして、前からそういう話があったんですけど今回所有権移転ということで、Iさんの農地は全てJさんの方が買い取るという形で、既に鹿児島県地域振興公社と話を始めてあります。対価の方は29ページですが、一律の金額になっておりますけれども、これは8筆全部の土地を全体で払った関係で、筆数で割ったものの金額を出しております。大きい

ところはそれなりに、小さいところは無償だったりする訳ですけど、全部含めた形の中で均等に割った金額を載せてあります。ご理解をいただきたいと思います。

それから2番の方ですけれども、MさんからNさんのところでございます。これについては、贈与による所有権移転でございます。現在のところは△△の田んぼ、△△と△△と接続する形なんですけれども、そこは何年か作っていなかった関係で荒れていたんですけど、今は牛の放牧をして整地をしているという状況で、将来的には牧草採草地として利用するという事で今は開拓中ということで、農地の利用の仕方をされています。

7番については、重ねますので省略いたします。

それから11番です。QさんとPさんの土地は〇〇橋の手前の方から西の方に行くところでございます。そこを借りまして、それから12番・13番・14番の一部を含めまして、最低限の5反歩の面積・農地を確保して農業開始をするということです。もう既に甘藷の作付けがなされているようでございます。

それから12番と13番はQさんの兄弟でございまして、今までQさんが農業をしていなかった関係で、この名義変更が出来なかったということですが、農業開始をするということでその土地を全てQさんに所有権移転をするというような形で聞いております。

場所は〇〇跡地の反対側のところでございます。現地調査の際には甘藷の作付けの準備をしているところでございます。

それから14番ですけれども、△△の土地には既に甘藷が作付けされました。これはTさんとの関連ですけれども、Qさんの奥さんのお兄さんということで親戚関係にあるようで、それで農業開始と共に所有権移転をしたということでございます。それから△△の畑の方は家の近くということで、花卉を栽培されているということです。以上でございます。

議長
3番委員

整理番号3番・4番・6番・8番から10番、池亀委員。

はい、整理番号3番・4番・6番、8番から10番までを一緒に説明させていただきます。

これらは元々共有名義で古い人、既に亡くなった人の名義で現在まで名義の変更をせずに残っていた訳でございますが、これをKに直してから、現在所有している名義人に直すということでございます。畑としましては、8番・9番・10番についてはサトウキビ、花卉、芋等を作っております。

6番につきましては、ご主人が亡くなってあまり日数が経っていないということで、ご主人が健在な時に花・ロベを植えていましたが、今は草が生えている訳でございますが、せっかくご主人が残してくれたものだから、ゆくゆくは草を払って綺麗にしていきたいという奥さんの要望でございますので、皆さん、よろしく申し上げます。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありますか。

(「はい。」の声あり)

9番委員 Kからの名義整理案件が前回から何件か出ていますが、また外にも残っているのでしょうか。残っているとすれば、何とか一括提案をしてもらった方がいいのではないかという感じがいたします。

それからもう1件、整理番号11番。理由のところで渡す側の相手方の要望という説明がありました。初めての状況かと思いますが、相手方の要望というだけでは色んなことが考えられて、よく分からない。もっと良い方法がないものかと思います。以上です。

議長 はい。事務局。

事務局 今回の質問に対しては、K共有地を所有している方については、今回の申請で出尽くした状況であると思います。

また、どうしても変更できない筆があって、そこについては申請がまだ上がっていないという状況であります。取りあえず説明させていただきます。

もう1つの質問については、どういったことでしたか。

議長 11番、渡受の理由、渡す側の「相手方の要望」について詳しく説明してください。

事務局 Qさんの農業開始に当たって、南種子町の農業開始条件として下限面積5反歩の条件があります。そこでTさんとか、ご兄弟からの土地を取得しても下限面積に満たないとして、Pさんをお願いをして、下限面積である5反歩に達したということになります。

ちなみに相手方の要望というのは、最近はないんですけど、以前から使用していた表現ですので、よろしく願います。

議長 西田 三郎 委員、よろしいでしょうか。

9番委員 はい、対価8千円を伴う、土地代では駄目なのですか。

事務局 はい、備考欄に小さく5年間の賃借料として、対価8千円として記載しています。

9番委員 それでは、相手方の要望というのは、どうなりますか。

農地部長 議長、懇談をお願いします。

議長 はい。懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。ほかに質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号 残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第2号 残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、変更計画農用地の除外を議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。総合農政課 小川係長。

農業再生対策係長

皆さん、お疲れ様です。それでは私の方から議案第3号について、ご説明させていただきます。

議案第3号は、農業振興地域整備変更計画に対してご意見を求めるものであります。資料は119ページをご覧ください。

今回の変更申請は、農用地区域からの除外の1件でございます。

申請者はN氏で、変更しようとする土地は、大字〇〇字△△××番の一部であります。除外面積は9.86アールであり、変更後の用途につきましては農家住宅及び農家倉庫用の宅地であります。詳細につきましては、添付の資料をお目通し願います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。

